

「まやビューライン サポーターの会」会則

(名称)

第1条 本会の名称は、「まやビューライン サポーターの会」（以下、「本会」という。）とする。

(目的)

第2条 本会は、摩耶山を愛し「まやビューライン」に関心のあるものが、山上等のイベント情報を共有し、また地域の活動と連携することにより「まやビューライン」の利用促進を図り、もって「まやビューライン」を市民の財産として支えていくことを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める目的に賛同し賛助する者を会員とする。

2 会員は個人会員および法人会員とし、個人会員には正会員とフレンド会員がある。

(組織)

第4条 本会に、会員の入会促進、本会の活動支援等を行う世話人をおく。

2 世話人には代表世話人を置き、摩耶山再生の会会長の職にある者をもって充てる。

3 本会に、会計を監査する監事を置き、摩耶山観光文化協会会長の職にある者をもって充てる。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社（以下「公社」という。）施設整備部に置く。

2 事務局長は、公社施設整備部長の職にある者をもって充てる。

3 事務局は第2条の目的を達成するために、世話人の意見を聴取した上で毎年度の活動方針を策定し、本会の運営を行う。

(入退会)

第6条 入会は、会員証を発行した日からその年度末（3月末日）までを会員期間として登録され、会員期間の終了とともに登録が抹消され退会とする。但し前年度の3月31日までに入会手続きをした会員は、当該年度はじめ（4月1日）から年度末までを会員期間として登録される。

2 会員証の不正使用や会則の違反が認められた場合は、直ちに退会とし、会員証を返却する。

(会費等)

第7条 入会金は、これを徴収しない。

2 年会費を次のとおりとする。

①個人会員

正会員 大人5,000円 小人2,500円

フレンド会員 大人3,000円 小人1,500円

②法人会員 1口30,000円

3 本会の会員が途中退会した場合、会費は返金しない。

(会計)

第8条 本会の経費は、第7条の会費等をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、本会ホームページ上で会計報告を公表する。

(会員証)

第9条 本会の会員には会員証を発行する。

- 2 会員証は、会費納入後の発行とする。
- 3 会員証の有効期間は第6条に定める会員期間とし、有効期間は会員証表面に表示をする。
- 4 会員証による乗車は、個人会員は会員証の記名本人に限り有効とする。法人会員は、会員証持参人1名に限り有効とする。
- 5 会員証による優先乗車はしない。
- 6 個人会員の会員証は他人に譲渡もしくは貸与してはならない。
- 7 いかなる場合も会員証の再発行はしない。

(特典)

第10条 会員は、会員証提示により、「まやビューライン」の通常乗車料金が同伴者5名まで2割引とする。

- 2 会員は、会員証を提示のうえ、特典クーポンを手渡すことにより、山上施設の利用割引を受けることができる。
- 3 個人会員のうち、正会員は、その会員証提示により、有効期間内に限り「まやビューライン」のケーブル・ロープウェーを何回でも乗車することができる。
- 4 個人会員のうち、フレンド会員(大人)には、まやビューライン往復利用券と摩耶ビューテラス702利用券を各2枚を、小人には往復利用券2枚、摩耶ビューテラス702利用券1枚を付与する。
- 5 法人会員には、1口につき有効期間内フリー乗車となる会員証3枚、まやビューライン往復利用券と摩耶ビューテラス702利用券を各8枚付与する。
- 6 法人会員の法人名を、摩耶ケーブル駅及び星の駅、並びに「まやビューライン」サポーターの会のホームページに掲示する。

(情報の配信)

第11条 会員には、メールマガジンにて「まやビューライン」の他、摩耶・六甲山上施設等のイベント情報等を配信する。

- 2 会員は、前項の情報を受け、イベント等に参加するなど「まやビューライン」の利用促進、並びに摩耶山・六甲山の賑わいづくりに努めるものとする。

(入会時期)

第12条 本会へは入会受付開始後、当該年度の当会が指定する日まで随時入会ができる。

(入会受付方法)

第13条 本会への入会受付は次のとおりとする。

- 2 専用のゆうちょ銀行払込取扱票に必要事項を記入のうえ、年会費を払込む。
- 3 まやビューラインのホームページから申し込む。
- 4 monte702(まやビューライン星の駅2階 摩耶ビューテラス702内)にて申し込む。
- 5 法人会員は、前条項に加え、事務局でも申し込みすることができる。

(個人情報の取扱い)

第14条 会員の個人情報は、本会の会員証の発行、本会に関する連絡及び情報配信に限り使用し、その他の用途では使用しない。

(会則の変更)

第15条 本会は会員の下承を得ることなく本会則の内容を変更することができる。

2 本会則の内容の変更等に関する当会から会員に対する告知は、当会ホームページ上での公表をもって行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成25年2月28日から施行する。
- 2 この会則は、平成26年5月16日から施行する。
- 3 この会則は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、平成29年4月1日から施行する。